

○滋賀県自動車税収納計器の取扱い等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、滋賀県税条例(昭和25年滋賀県条例第55号)第70条第1項および第73条の10第4項に規定する自動車税の環境性能割額および種別割額に相当する金額を表示した印影(以下「証紙代金収納印」という。)の押印をする収納計器の取扱い等について必要な事項を定めるものとする。

(収納計器取扱人の指定等)

第2条 知事が指定する収納計器取扱人(以下「収納計器取扱人」という。)は、自動車税の環境性能割額および種別割額に相当する金額の支払いを受けて収納計器で証紙代金収納印を押印するものとする。

2 前項の収納計器取扱人の指定を受けようとする者は、自動車税(環境性能割・種別割)収納計器取扱人指定申請書(別記様式第1号)を知事に提出しなければならない。

3 知事は、収納計器取扱人の指定をしたときは、その者の氏名(法人にあつては、その名称)、住所(法人にあつては、その主たる事務所の所在地)および証紙代金収納印押印所を告示する。

(収納計器取扱人の指定の取消等)

第3条 収納計器取扱人が証紙代金収納印の押印を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の30日前までに知事に届け出なければならない。

2 知事は、収納計器取扱人が法令およびこの規則に違反したとき、または収納計器取扱人を存続する必要がないと認めたときは、当該指定を取り消すことがある。

(証紙代金収納印押印所の所在地の変更)

第4条 収納計器取扱人が、証紙代金収納印押印所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(収納計器の貸付け)

第5条 収納計器は、収納計器取扱人に対し県が無償で貸し付けるものとする。

2 収納計器の設置および管理に要する費用は、当該収納計器の貸付けを受けた収納計器取扱人の負担とする。

(始動票札の購入等)

第6条 収納計器取扱人は、収納計器の始動に必要な滋賀県始動票札(別記様式第3号。以下「始動票札」という。)を購入しようとするときは、自動車税(環境性能割・種別割)始動票札

交付請求書(別記様式第3号の2)に始動票札に入力された額に相当する金額を添えて、知事に請求しなければならない。

2 収納計器取扱人は、始動票札を常備し、証紙代金収納印の押印に支障のないようにしなければならない。

3 収納計器取扱人は、使用済みの始動票札を使用済みの日の翌日までに知事に返還しなければならない。

(始動票札の受払簿)

第7条 収納計器取扱人は、始動票札受払簿(別記様式第5号)を備えて、始動票札の受払いの状況を明らかにしなければならない。

(収納計器取扱状況報告書)

第8条 収納計器取扱人は、毎月末日現在において収納計器取扱状況報告書(別記様式第7号)を作成し、翌月5日までに知事に提出しなければならない。

(収納計器による超過表示の禁止)

第9条 収納計器取扱人は、始動票札に入力された額を超えて収納計器を使用してはならない。

(収納計器による過誤表示の取扱い)

第10条 収納計器取扱人は、証紙代金収納印の過誤表示をしたときは、当該印影を過誤表示印(別記様式第8号)により判明に消印するとともに、当該印影を切り取り過誤表示記録簿(別記様式第9号)を作成し、所要事項を記録しなければならない。

(証紙代金収納印の無効)

第11条 著しく汚染し、または毀損した証紙代金収納印は、無効とする。

(収納計器取扱手数料)

第12条 知事は、収納計器取扱人に対し、収納計器取扱人が毎年4月1日から翌年3月31日までの間に購入した始動票札に入力された額の累計額を次の表の左欄に掲げる金額の区分によつて区分し、これに当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額の合計額に100分の110を乗じて得た金額を収納計器取扱手数料として交付する。

5億円以下の部分	1000分の10
5億円を超え10億円以下の部分	1000分の5
10億円を超え20億円以下の部分	1000分の4
20億円を超える部分	1000分の0.1

- 2 前項の手数料は、収納計器取扱人が始動票札を購入するときに支払うものとする。
- 3 第1項の手数料の交付請求は、自動車税(環境性能割・種別割)収納計器取扱手数料請求書(別記様式第10号)により請求しなければならない。

(始動票札の過誤表示金額の還付)

第13条 知事は、収納計器取扱人が証紙代金収納印の過誤表示をした場合には、過誤表示した額に相当する金額から当該金額に相当する収納計器取扱手数料の金額を差し引いた金額を還付するものとする。

- 2 前項の過誤表示金額の還付請求は、過誤表示報告書・還付請求書(別記様式第11号)により請求しなければならない。

(始動票札の返還)

第14条 始動票札は、これを返還して現金の還付を受け、または他の始動票札との交換を請求することができない。ただし、収納計器取扱人が指定を取り消されたとき、収納計器による徴収の方法を廃止したときその他知事が必要と認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、収納計器取扱人は、毎年度、当該年度の4月1日において保有する未使用残高がある始動票札(当該年度の前年度に購入した始動票札に限る。次項において同じ。)を知事に返還しなければならない。

- 3 前項の規定により始動票札の返還があつたときは、知事は、返還された始動票札の未使用残高に相当する額から、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額を差し引いた金額を還付するものとする。

(1) 収納計器取扱人が当該始動票札を購入した年度において交付された収納計器取扱手数料の合計額

(2) 収納計器取扱人が、当該始動票札を購入した年度において使用した始動票札に入力された額(未使用残高がある始動票札にあつては、入力された額から当該未使用残高に相当する額を差し引いた額)に相当する額に対して第12条第1項の規定を適用したとしたならば交付されることとなる収納計器取扱手数料の金額

(収納計器の取扱いに関する質問、検査等)

第15条 知事は、収納計器の取扱い状況に関する調査のため必要があると認めるときは、徴税吏員をして証紙代金収納印押印所に立ち入り、関係者に質問させ、または収納計器、金銭、諸帳簿類その他必要な物件を調査させることができる。この場合において、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか、収納計器および始動票札の取扱いについて必要な事項は、知事が定める。